

Ⅵ その他

1. 税務証明の状況

(1) 発行数

年 度 区 分	2		3		4		5		6	
	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %
納税証明	1,544	80.3	1,679	108.7	2,193	130.6	1,936	88.3	1,786	92.3
所得課税 証明	11,880 (356)	84.4	12,483 (847)	105.1	12,746 (1,514)	102.1	11,799 (2,409)	92.6	12,152 (2,420)	103.0
資産証明	4,263	112.8	3,728	87.5	3,599	96.5	3,784	105.1	3,831	101.2
課税台帳 閲覧	902	110.7	787	87.3	1,064	135.2	1,075	101.0	1,091	101.5
そ の 他	970	120.6	752	77.5	778	103.5	652	83.8	758	116.3
合 計	19,559	91.4	19,429	99.3	20,380	104.9	19,246	94.4	19,618	101.9

注：手数料無料扱い分を含む。

所得課税証明件数()はコンビニ交付件数(内数)

(2) 手数料

年 度 区 分	2		3		4		5		6	
	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %
納税証明	450,300	78.1	503,700	111.9	657,900	130.6	580,500	88.2	535,800	92.3
所得課税 証明	3,330,500	82.2	3,544,750	106.4	3,569,900	100.7	3,296,850	92.4	3,419,000	103.7
資産証明	1,100,400	97.8	1,067,700	97.0	1,037,100	97.1	1,102,800	106.3	1,127,400	102.2
課税台帳 閲覧	247,500	101.2	235,500	95.2	319,200	135.5	322,500	101.0	327,300	101.5
そ の 他	647,000	110.3	582,700	90.1	619,200	106.3	523,600	84.6	543,300	103.8
合 計	5,775,700	87.7	5,934,350	102.7	6,203,300	104.5	5,826,250	93.9	5,952,800	102.2

2. 県 民 税 徴 収 委 託 金

年 度		2	3	4	5	6
区 分						
徴収金払込額に 対するもの	基 数 (円)	107,920	103,325	62,227	70,903	146,445
	7% 委託金 (円)	7,552	7,231	4,353	4,961	10,250
過誤納金還付額 に対するもの	基 数 (円)	11,020,100	9,660,533	12,679,676	12,039,600	11,287,360
	按分率 委託金 (円)	4,392,541	3,850,671	5,055,190	4,799,064	4,492,465
還付加算金に 対するもの	基 数 (円)	64,900	64,900	21,800	8,300	13,000
	按分率 委託金 (円)	25,866	25,867	8,688	3,306	5,177
納税義務者数に 対するもの	基 数 (人)	49,237	48,894	48,676	48,354	48,405
	一人当たりの額 委託金 (円)	147,711,000	146,682,000	146,028,000	145,062,000	145,215,000
配当割、譲渡割 還付額に対する もの	基 数 (円)	1,657,067	2,249,486	2,745,455	1,388,094	2,680,004
	基数 委託金 (円)	1,657,067	2,249,486	2,745,455	1,388,094	2,680,004
合 計	委託金 (円)	153,794,026	152,815,255	153,841,686	151,257,425	152,402,896
前 年 比	(%)	100.5	99.4	100.7	98.3	100.8

年 度	2	3	4	5	6
県民税特定按分率 (%) 対象年度：令和5年度以前分	39.86	39.86	39.87	39.86	39.79
県民税特定按分率 (%) 対象年度：令和6年度以降分	—	—	—	—	39.53
県民税確定按分率 (%) 対象年度：令和5年度以前分	39.857356267	39.856331697	39.864305260	39.861034847	39.787407730
県民税確定按分率 (%) 対象年度：令和6年度以前分	—	—	—	—	39.535551742
森林環境税特定案分率 (%)	—	—	—	—	0.64
森林環境税確定案分率 (%)	—	—	—	—	0.6330043
納税義務者一人当たりの額 円	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

※令和6年度から市県民税と併せて森林環境税（国税）も市で収納している。

3. 市税の基礎等一覧表(税率表別添)

(令和7年度分)

税目	賦課期日	種 類	納 税 義 務 者	課 税 標 準	申告期限	納 期
市民税	1月1日	均 等 割 個 人 所 得 割	・ 1月1日現在市内に住所を有する個人 (均等割と所得割) ・ 1月1日現在市内に事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの (均等割のみ)	前年の所得から諸控除を差し引いた金額 * 諸控除は次ページ以降に掲載	3月15日	・ 普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から9月1日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 1月1日から2月2日まで ・ 給与特別徴収 年12回(6月～5月) ・ 年金特別徴収 年6回(偶数月)
		均 等 割 法 人 法人税割	・ 市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割と法人税割) ・ 市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割のみ)	均等割 資本金等の区分による(9段階) 法人税割 法人税額による	事業年度 終了後 2ヶ月以内	申告納付
固定資産税	1月1日	土 地 家 屋 償 却 資 産	当該固定資産の所有者 免税点 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円	土地又は家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 償却資産 賦課期日における当該償却資産の価格	償却資産 1月31日	・ 普通徴収 第1期 5月1日から6月2日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 12月1日から12月25日まで 第4期 2月1日から3月2日まで
軽自動車税(種別割)	4月1日	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪小型自動車	市内に定置場を有する当該軽自動車等の所有者又は使用者	総排気量、定格出力、用途、その他 軽自動車等の諸元による。	取得申告 取得後15日以内 廃車申告 廃車後30日以内	・ 普通徴収 5月1日から6月2日まで
軽自動車税(環境性能割)	取得時	三輪以上の軽自動車	市内に定置場を有する三輪以上の軽自動車の取得者	取得価額×0～3%の税率 (R3.3.31までは自家用乗用車について1%軽減) 取得価額が50万円以下の場合は、課税されない。		申告納付
市たばこ税		たばこ販売	製造たばこにつき、小売販売者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者	市内で売り渡した製造たばこの本数	翌月末日	申告納付
都市税		土 地 ・ 家 屋	当該固定資産の所有者	固定資産(土地・家屋)の価格 (市街化区域内の固定資産に限定課税)		固定資産税に同じ
入湯税		鉱 泉 浴 場 へ の 入 湯	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯客	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯客数	翌月15日	申告納付

○ 所得控除の種類と控除額（令和7年度分）

種 類	控 除 額		
雑損控除	次のいずれが多い金額 ①（損失の金額－保険等により補てんされた額）－（総所得金額等×1／10） ②（災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額）－5万円	障害者控除	○障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき…… ……………26万円 （特別障害者については……………30万円） ○控除対象配偶者又は扶養親族が、納税義務者又は納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者である場合……………53万円
医療費控除	【原則】前年中に医療費を支払った場合 （支払った医療費－保険等により補てんされる金額）－ （総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない方の金額）※限度額200万円 【特例】前年中に特定一般用医薬品等を購入した場合 支払った購入費－12,000円 ……※限度額88,000円 ※【原則】と【特例】は、どちらか一方の選択制。	寡婦控除	納税義務者が寡婦であり、合計所得金額が500万円以下である場合には ……………26万円
社会保険料控除	支払った額	ひとり親控除	納税義務者がひとり親であり、合計所得金額が500万円以下である場合には ……………30万円
小規模企業共済等掛金控除	支払った額	勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には……………26万円
生命保険料控除	（1） 支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合 ①【新契約のみ】H24年1月1日以降の契約 支払った保険料が ア. 12,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ. 12,000円を超え32,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1／2＋6,000円 ウ. 32,000円を超え56,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1／4＋14,000円 エ. 56,000円を超える場合 ……28,000円 ②【旧契約のみ】H23年12月31日以前の契約 支払った保険料が ア. 15,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ. 15,000円を超え40,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1／2＋7,500円 ウ. 40,000円を超え70,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1／4＋17,500円 エ. 70,000円を超える場合 ……35,000円 ※①新契約と②旧契約の両方の控除の適用を受ける場合 ……①と②の合計（控除適用限度額は28,000円） （2）前年中に支払った保険料が個人年金保険の場合 （1）を参照 （3）前年中に支払った保険料が介護医療保険の場合 （1）①を参照 ※(1)と(2)と(3)の全体の控除適用限度額は70,000円	配偶者控除	○納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合 控除対象配偶者……………33万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………38万円 ○納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合 控除対象配偶者……………22万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………26万円 ○納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1000万円以下である場合 控除対象配偶者……………11万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………13万円 ※納税義務者の前年の合計所得金額が1000万円を超える場合に、適用はない。
地震保険料控除	（1）支払った地震保険料の2分の1（限度額25,000円） （2）支払った長期損害保険料（H18以前締結）が ア. 5,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ. 5,000円を超え15,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1／2＋2,500円 ウ. 15,000円を超える場合……………10,000円 ※(1)と(2)の全体の控除適用限度額は25,000円	配偶者特別控除	①納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合 ア. 配偶者の前年の合計所得金額が100万円以下である場合……………33万円 イ. 配偶者の前年の合計所得金額が100万円超130万円以下である場合 ……………38万円－前年の合計所得金額のうち93万1円を超える部分の金額 （注）当該超える部分の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、当該金額に満たない5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額のうち最も多い金額。 ウ. 配偶者の前年の合計所得金額が130万円超133万円以下である場合 ……………3万円 ②納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合 上記の配偶者の前年の合計所得金額の区分ごとに、それぞれの控除額の3分の2の金額を控除する。 ③納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1000万円以下である場合 上記の配偶者の前年の合計所得金額の区分ごとに、それぞれの控除額の3分の1の金額を控除する。 （注）②③で求めた金額に1万円未満の端数があるときは、切り上げた金額。 ※納税義務者の前年の合計所得金額が1000万円を超える場合に、適用はない。
		扶養控除	○控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳以上の者をいう）1人につき……………33万円 ただし、控除対象扶養親族が19～22歳の場合……………45万円 70歳以上の場合……………38万円 ○納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、納税義務者又はその配偶者のいずれかと同居している70歳以上の控除対象扶養親族1人につき…… ……………45万円
		基礎控除	○前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合……………43万円 ○前年の合計所得金額が2,400万円を超え、2,450万円以下の場合……………29万円 ○前年の合計所得金額が2,450万円を超え、2,500万円以下の場合……………15万円 ※納税義務者の前年の合計所得金額が2500万円を超える場合に、適用はない。

4. 大牟田市税率表

年 度				42	43	44	45	46
税 目								
市 民 税	個 人	均等割	県	100円	100	100	100	100
			市	400円	400	400	400	400
		所得割	県	標準税率	同左	同左	同左	同左
	市							
	法	均 等 割		42. 6. 1以後に終了 する事業年度から	同左	同左	同左	同左
	人	税 割	均 等 割	1号4, 000円 2号2, 000円	同左	同左	同左	同左
					$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$
				$\frac{8.9}{100}$	$\frac{8.9}{100}$	$\frac{8.9}{100}$	$\frac{9.1}{100}$	$\frac{9.1}{100}$
固 定 資 産 税				$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
				$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
軽 自 動 車 税	原 付	5 0 C C		500円	月割廃止 500	500	500	500
		9 0 C C		800	" 800	800	800	800
		1 2 5 C C		1, 000	" 1, 000	1, 000	1, 000	1, 000
	軽 自	二 輪	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	
		三 輪	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	
		四 輪 貨 物 (自)						
	自	" (営)	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	
		四 輪 乗 用 (自)						
		" (営)	4, 500	4, 500	4, 500	4, 500	4, 500	
	農 耕 作 業 用		1, 000	月割廃止1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	
	小 型 特 殊 (そ の 他)		3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	
	二 輪 の 小 型		2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	
市 た ば こ 消 費 税				$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$
電 気 ガ ス 税		電気税	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	
		ガス税						
鉱 産 税				$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$
				$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$
特別土地 保 有 税	土 地 に 対 し て		-	-	-	-	-	
	課 す る も の		-	-	-	-	-	
都 市 計 画 税				-	-	-	-	-

年 度				47		48		49				50		51			
税 目																	
市	個 人	均等割	県	100	100	100				100	300						
			市	400	400	400				400	1,200						
	民 法	所得割	県	標準税率		同左		同左 (税法改正)				同左		同左			
			市														
税	税 人	均 等 割	1号4,000円 2号2,000円		同左		同左				同左		51.4.1以後に終了 する事業年度から 1号24,000円 2号12,000円 3号 7,200円				
			税 割	$\frac{10.7}{100}$		$\frac{10.7}{100}$		49.5.1以後に終了 する事業年度から				$\frac{14.5}{100}$		$\frac{14.5}{100}$			
	標準 税率	$\frac{9.1}{100}$		$\frac{9.1}{100}$		$\frac{14.5}{100}$		$\frac{12.1}{100}$		$\frac{12.1}{100}$		$\frac{12.1}{100}$					
		固 定 資 産 税			$\frac{1.6}{100}$		$\frac{1.6}{100}$		$\frac{1.6}{100}$				$\frac{1.6}{100}$		$\frac{1.6}{100}$		
			標準 税率		$\frac{1.4}{100}$		$\frac{1.4}{100}$		$\frac{1.4}{100}$				$\frac{1.4}{100}$		$\frac{1.4}{100}$		
軽 自 動 車 税	原 付	50CC		500	500	500				500	650						
		90CC		800	800	800				800	1,000						
		125CC		1,000	1,000	1,000				1,000	1,300						
	自 軽 自 動 車	二 輪		1,500	1,500	1,500				1,500	月割廃止 2,000						
		三 輪		2,000	2,000	2,000				2,000	" 2,600						
		四輪貨物 (自)									3,300						
		" (営)		2,500	2,500	2,500				2,500	2,900						
		四輪乗用 (自)									5,900						
		" (営)		4,500	4,500	4,500				4,500	5,200						
		農 耕 作 業 用		1,000	1,000	1,000				1,000	1,300						
	税	小型特殊(その他)		3,000	3,000	3,000				3,000	3,900						
		二 輪 の 小 型		2,500	2,500	2,500				2,500	3,300						
市 た ば こ 消 費 税				$\frac{18.1}{100}$		$\frac{18.1}{100}$		$\frac{18.1}{100}$				$\frac{18.1}{100}$		$\frac{18.1}{100}$			
電 気 ガ ス 税			電気税	$\frac{7}{100}$		$\frac{7}{100}$		10月 より	$\frac{6}{100}$	50年 1月より	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$				
			ガス税					10月 より	$\frac{3}{100}$	50年 1月より	$\frac{4}{100}$	6月 より	$\frac{3}{100}$	52年 1月より	$\frac{2}{100}$		
鉱 産 税				$\frac{1.1}{100}$		$\frac{1.1}{100}$		$\frac{1.1}{100}$				$\frac{1.1}{100}$		$\frac{1.1}{100}$			
				標準 税率		$\frac{1}{100}$		$\frac{1}{100}$		$\frac{1}{100}$				$\frac{1}{100}$		$\frac{1}{100}$	
特別土地 保 有 税	土地に対して 課 する も の			-		-		$\frac{1.4}{100}$				$\frac{1.4}{100}$		$\frac{1.4}{100}$			
	土地の取得に 対して課するもの			-		-		$\frac{3}{100}$				$\frac{3}{100}$		$\frac{3}{100}$			
都 市 計 画 税				-		-		-				-		-			

52	53	54	55	56
300 1, 200	300 1, 200	300 1, 200	500 1, 500	500 1, 500
同左	同左	同左	同左 (税法改正)	同左
52. 4. 1以後に終了 する事業年度から 1号80,000円 2号24,000円 3号 8,000円	53. 4. 1以後に終了する 事業年度から 1号800,000円 4号24,000円 2号400,000円 5号 8,000円 3号 80,000円	同左	同左	同左
<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	7月31日 <u>14.5</u> <u>14.7</u> まで 100 100
<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	8月1日 <u>12.1</u> <u>12.3</u> 以降 100 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
650	650	700	700	700
1, 000	1, 000	1, 000	1, 100	1, 100
1, 300	1, 300	1, 300	1, 450	1, 450
2, 000	2, 000	2, 000	2, 200	2, 200
2, 600	2, 600	2, 600	2, 850	2, 850
3, 300	3, 300	3, 300	3, 650	月割廃止 3, 650
2, 900	2, 900	2, 900	2, 900	" 2, 900
5, 900	5, 900	5, 900	6, 500	" 6, 500
5, 200	5, 200	5, 200	5, 200	" 5, 200
1, 300	1, 300	1, 300	1, 450	1, 450
3, 900	3, 900	3, 900	4, 300	月割廃止 4, 300
3, 300	3, 300	3, 300	3, 650	" 3, 650
<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100
<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100
<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100
<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
-	-	-	<u>0.05</u> 100	<u>0.1</u> 100
			制 限 税 率 <u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100

年 度				57	58	59
税 目						
市	個 人	均等割	県市	500 1,500	500 1,500	500 1,500
		所得割	県市	標準税率	同左	同左
	民 法 人 税	均 等 割	1号800,000円 2号400,000円 3号 80,000円 4号 24,000円 5号 8,000円	58.4.1以後に終了する 事業年度から 1号1,200,000円 4号60,000円 2号 700,000円 5号48,000円 3号 160,000円 6号16,000円	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000,000円 4号150,000円 2号1,750,000円 5号120,000円 3号 400,000円 6号 40,000円	
		税 割	$\frac{14.7}{100}$ $\frac{12.3}{100}$	$\frac{14.7}{100}$ $\frac{12.3}{100}$	$\frac{14.7}{100}$ $\frac{12.3}{100}$	
固 定 資 産 税				$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$
軽 自 動 車 税	原 付	5 0 C C	700	700	1,000	
		9 0 C C	1,100	1,100	1,200	
		1 2 5 C C	1,450	1,450	1,600	
	自 軽 自 動 車	二 輪	2,200	2,200	2,400	
		三 輪	2,850	2,850	3,100	
		四輪貨物 (自)	3,650	3,650	4,000	
		〃 (営)	2,900	2,900	3,000	
		四輪乗用 (自)	6,500	6,500	7,200	
		〃 (営)	5,200	5,200	5,500	
	農 耕 作 業 用 小 型 特 殊 (そ の 他) 二 輪 の 小 型		1,450 4,300 3,650	1,450 4,300 3,650	1,600 4,700 4,000	
		市 た ば こ 消 費 税			$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$
		電 気 ガ ス 税	電気税	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
ガス税	$\frac{2}{100}$		$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$		
鉱 産 税				$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$
特別土地保有税	土地に対して課するもの	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$		
	土地の取得に対して課するもの	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$		
都 市 計 画 税				$\frac{0.1}{100}$ $\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.1}{100}$ $\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.1}{100}$ $\frac{0.3}{100}$

60	61	62	63	元
700円	700	700	700	700
2,000円	2,000	2,000	2,000	2,000
同左	同左	同左	同左	同左
59. 4. 1以後に終了 する事業年度から 1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	同左	同左	同左	同左
$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$
$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$
$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
1,000円	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
$\frac{18.1}{100}$	従価割 $\frac{14.3}{100}$ 従量割(4月まで)5月以降特例 $\frac{350}{1,100}$ $\frac{640}{1,000}$	従価割 $\frac{14.3}{100}$ 従量割 特例 $\frac{640}{1,000}$	従価割 $\frac{14.3}{100}$ 従量割 特例 $\frac{640}{1,000}$	3月まで $\frac{14.3}{100}$ 従価割 4月から $\frac{1.997}{1,000}$ 従量割 従量割 特例 " 旧3級品 $\frac{640}{948}$
$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	平成元年 4月1日廃止
$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	
$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$
$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$
$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$

税 目 年 度				2	3	4	5	6
市 民 税	個 人	均等割	県 市	700 2,000	700 2,000	700 2,000	700 2,000	700 2,000
		所得割	県 市	標準税率	同左	同左	同左	同左
	法 人	均 等 割	1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	同左	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 2号1,750千円 3号 400千円 4号 150千円 5号 120千円 6号 40千円	同左	6.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号 410千円 9号 50千円 4号 400千円 5号 160千円 6号 150千円	
		税 割		<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
				<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
固 定 資 産 税				<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
				<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
軽 自 動 車 税	原 付	50CC	1,000	1,000	1,000円	1,000	1,000	
		90CC	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
		125CC	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	
		ミニカー	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
	軽 自 動 車	二 輪	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	
		三 輪	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	
		四輪貨物(自)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
		“(営)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	農 耕 作 業 用	四輪乗用(自)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	
		“(営)	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	
		農 耕 作 業 用	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	
		小型特殊(その他)	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	
		二 輪 の 小 型	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
		市 た ば こ 税 ※63年度までは 市たばこ消費税			従量割 <u>1.997</u> 1,000 旧3級品 948 1,000	従量割 <u>1.997</u> 1,000 旧3級品 948 1,000	従量割 <u>1.997</u> 1,000 旧3級品 948 1,000	従量割 <u>1.997</u> 1,000 旧3級品 948 1,000
鉱 産 税				<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100
				<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100
特別土地 保有税	土地に対して 課するもの	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100		
	土地の取得に 対して課するもの	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100		
都 市 計 画 税				<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
				<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100

7	8	9	10	11
700 2,000	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$
$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$
$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 1.997 1,000 " 旧3級品 948 1,000	従量割 1.997 1,000 " 旧3級品 948 1,000	従量割 2.434 1,000 " 旧3級品 1.155 1,000	従量割 2.434 1,000 " 旧3級品 1.155 1,000	4月まで 2.434 従量割 1,000 " 旧3級品 1.155 1,000 5月から 2.668 従量割 1,000 " 旧3級品 1.266 1,000
$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	平成10年 4月1日廃止	
$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$		
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$
$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$

税 目 \ 年 度				12	13	14	15	
市 民 法 人 税	個 人	均等割	県	1,000	1,000	1,000	1,000	
			市	2,500	2,500	2,500	2,500	
	所得割	県	標準税率	同左	同左	同左	同左	
		市						
	法 人	均 等 割		1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号 410千円 9号 50千円 4号 400千円 5号 160千円 6号 150千円	同左	同左	同左	
		税 割		$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	
	標準税率		$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$		
	固 定 資 産 税				$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
	標準税率				$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
	軽 自 動 車 税	原 付	50CC	1,000	1,000	1,000	1,000	
90CC			1,200	1,200	1,200	1,200		
125CC			1,600	1,600	1,600	1,600		
ミニカー			2,500	2,500	2,500	2,500		
軽 自 動 車		二 輪	2,400	2,400	2,400	2,400		
		三 輪	3,100	3,100	3,100	3,100		
		四輪貨物（自）	4,000	4,000	4,000	4,000		
		〃（営）	3,000	3,000	3,000	3,000		
自 動 車		四輪乗用（自）	7,200	7,200	7,200	7,200		
		〃（営）	5,500	5,500	5,500	5,500		
		農 耕 作 業 用	1,600	1,600	1,600	1,600		
		小型特殊（その他）	4,700	4,700	4,700	4,700		
二 輪 の 小 型		4,000	4,000	4,000	4,000			
市 た ば こ 税			従量割 $\frac{2.668}{1,000}$	従量割 $\frac{2.668}{1,000}$	従量割 $\frac{2.668}{1,000}$	6月まで $\frac{2.668}{1,000}$ 7月から $\frac{2.977}{1,000}$		
			〃 旧3級品 $\frac{1.266}{1,000}$	〃 旧3級品 $\frac{1.266}{1,000}$	〃 旧3級品 $\frac{1.266}{1,000}$	従量割 $\frac{1,000}{1,000}$ 従量割 $\frac{1,000}{1,000}$		
						〃 旧3級品 $\frac{1.412}{1,000}$		
						$\frac{1,000}{1,000}$ $\frac{1,000}{1,000}$		
特別土地保有税	土地に対して課するもの	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	平成15年度から新たな課税は停止			
	土地の取得に対して課するもの	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$				
都 市 計 画 税			$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$		
			制限税率 $\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$		
入 湯 税			標準税率 -	-	-	-		

16	17	18	19	20
1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,500 3,000
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	H20. 4. 1以降に開始する 事業年度から 1号 50千円 6号 400千円 2号 120千円 7号 410千円 3号 130千円 8号 1,750千円 4号 150千円 9号 3,000千円 5号 160千円
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 2,977 1,000 " 旧3級品 1,412 1,000	従量割 2,977 1,000 " 旧3級品 1,412 1,000	6月まで 2,977 7月から 3,298 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 1,412 1,564 1,000 1,000	従量割 3,298 1,000 " 旧3級品 1,564 1,000	従量割 3,298 1,000 " 旧3級品 1,564 1,000
-	-	-	-	-
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
-	-	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150

税 目 \ 年 度				21	22	23			
市 民 税	個 人	均等割	県	1,500	1,500	1,500			
			市	3,000	3,000	3,000			
		所得割	県	標準税率	同左	同左			
	法 人	均 等 割	市						
			H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円						
			同左						
			同左						
	税 人	税 割		<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100			
			標準	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100			
			税率						
固 定 資 産 税			<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100				
		標準	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100				
		税率							
軽 自 動 車 税	原 付	50CC	1,200	1,200	1,200				
		90CC	1,400	1,400	1,400				
		125CC	1,900	1,900	1,900				
		ミニカー	3,000	3,000	3,000				
	軽 自 動 車	二 輪	2,800	2,800	2,800				
		三 輪	3,700	3,700	3,700				
		四輪貨物（自）	4,800	4,800	4,800				
		〃（営）	3,600	3,600	3,600				
	自 動 車	四輪乗用（自）	8,600	8,600	8,600				
		〃（営）	6,600	6,600	6,600				
		農 耕 作 業 用	1,900	1,900	1,900				
		小型特殊（その他）	5,600	5,600	5,600				
	二 輪 の 小 型	4,800	4,800	4,800					
市 た ば こ 税			従量割 3.298 1,000 〃 旧3級品 1.564 1,000	9月まで 3.298 10月から 4.618 従量割 1,000 従量割 1,000 〃 旧3級品 〃 旧3級品 2.190 1,000 1,000	従量割 4.618 1,000 〃 旧3級品 2.190 1,000				
都 市 計 画 税			<u>0.1</u> 100 制限税率 <u>0.3</u> 100	<u>0.1</u> 100 <u>0.3</u> 100	<u>0.1</u> 100 <u>0.3</u> 100				
入 湯 税			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 標準税率 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150				

24	25	26	27
1,500 3,000	1,500 3,000	2,000 3,500	2,000 3,500
同左	同左	同左	同左
H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円	同左	同左	同左
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>9月30日</u> <u>14.7</u> <u>12.1</u> まで 100 100	<u>12.1</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>10月1日</u> <u>12.3</u> <u>9.7</u> 以降 100 100	<u>9.7</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100 27.4.1初年登録 3,900
4,000	4,000	4,000	4,000 27.4.1初年登録 5,000
3,000	3,000	3,000	3,000 27.4.1初年登録 3,800
7,200	7,200	7,200	7,200 27.4.1初年登録 10,800
5,500	5,500	5,500	5,500 27.4.1初年登録 6,900
1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 4.618 1,000 " 旧3級品 2,190 1,000	3月まで 4.618 4月から 5.262 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 " 旧3級品 2,190 2,495 1,000 1,000	従量割 5.262 1,000 " 旧3級品 2,495 1,000	従量割 5.262 1,000 " 旧3級品 2,495 1,000
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70
1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150

税 目 \ 年 度				28				29			
市 民 税	個 人	均等割	県	2,000				2,000			
			市	3,500				3,500			
		所得割	県	標準税率				標準税率			
			市								
	法 人	均 等 割	H21. 3. 1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円				H21. 3. 1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円				
			税 割	<u>12.1</u> 100				<u>12.1</u> 100			
	<u>9.7</u> 100				<u>9.7</u> 100						
	固 定 資 産 税			<u>1.6</u> 100				<u>1.6</u> 100			
				<u>1.4</u> 100				<u>1.4</u> 100			
軽 自 動 車 税	原 付	5 0 C C	2,000				2,000				
		9 0 C C	2,000				2,000				
		1 2 5 C C	2,400				2,400				
	付	ミ ニ カ ー	3,700				3,700				
		二 輪	3,600				3,600				
	自 動 車	三 輪	初年登録	27. 3. 31前 3,100	27. 4. 1後 3,900	13年超 4,600	27. 3. 31前 3,100	27. 4. 1後 3,900	13年超 4,600		
			(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000			
		四輪貨物(自)	初年登録	27. 3. 31前 4,000	27. 4. 1後 5,000	13年超 6,000	27. 3. 31前 4,000	27. 4. 1後 5,000	13年超 6,000		
			(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800			
		" (営)	初年登録	27. 3. 31前 3,000	27. 4. 1後 3,800	13年超 4,500	27. 3. 31前 3,000	27. 4. 1後 3,800	13年超 4,500		
			(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900			
		自 四輪乗用(自)	初年登録	27. 3. 31前 7,200	27. 4. 1後 10,800	13年超 12,900	27. 3. 31前 7,200	27. 4. 1後 10,800	13年超 12,900		
			(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100			
		" (営)	初年登録	27. 3. 31前 5,500	27. 4. 1後 6,900	13年超 8,200	27. 3. 31前 5,500	27. 4. 1後 6,900	13年超 8,200		
			(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200			
	税	農 耕 作 業 用		2,400				2,400			
小型特殊(その他)		5,900				5,900					
二 輪 の 小 型		6,000				6,000					
市 た ば こ 税			従量割		<u>5,262</u> 1,000		従量割		<u>5,262</u> 1,000		
			" 旧3級品				" 旧3級品				
					<u>2,925</u> 1,000				<u>3,355</u> 1,000		
都 市 計 画 税			<u>0.1</u> 100				<u>0.1</u> 100				
			制限税率		<u>0.3</u> 100		制限税率		<u>0.3</u> 100		
入 湯 税			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70				
			標準税率		1人1日につき 150		標準税率		1人1日につき 150		

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録が27年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録が27年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 +20%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
 (3) 初年登録が27年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録が28年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録が28年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 +20%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
 (3) 初年登録が28年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 達成、貨物H27燃費基準+15%達成

税 目				年 度				30				元			
市 民 税	個 人	均等割	県	2,000				2,000							
			市	3,500				3,500							
		所得割	県	標準税率				標準税率							
			市												
	法 人	均 等 割	H21. 3. 1以降に終了する 事業年度から				H21. 3. 1以降に終了する 事業年度から								
			1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円				1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円								
	税 割		<u>12.1</u> 100				<u>12.1</u> 100								
			R元. 10. 1以降 に開始する事				<u>8.4</u> 100								
		標準 税率	<u>9.7</u> 100				<u>9.7</u> 100								
	固 定 資 産 税	標準 税率	<u>1.6</u> 100				<u>1.6</u> 100								
<u>1.4</u> 100				<u>1.4</u> 100											
軽 自動車 税	原 付	5 0 C C	2,000				2,000								
		9 0 C C	2,000				2,000								
		1 2 5 C C	2,400				2,400								
	ミ ニ カ ー	3,700				3,700									
	二 輪	3,600				3,600									
		初年登録	27. 3. 31前 3,100	27. 4. 1後 3,900	13年超 4,600	27. 3. 31前 3,100	27. 4. 1後 3,900	13年超 4,600							
		(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000								
		初年登録	27. 3. 31前 4,000	27. 4. 1後 5,000	13年超 6,000	27. 3. 31前 4,000	27. 4. 1後 5,000	13年超 6,000							
		四輪貨物（自）	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800							
		初年登録	27. 3. 31前 3,000	27. 4. 1後 3,800	13年超 4,500	27. 3. 31前 3,000	27. 4. 1後 3,800	13年超 4,500							
		（営）	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900							
		初年登録	27. 3. 31前 7,200	27. 4. 1後 10,800	13年超 12,900	27. 3. 31前 7,200	27. 4. 1後 10,800	13年超 12,900							
	四輪乗用（自）	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100								
		初年登録	27. 3. 31前 5,500	27. 4. 1後 6,900	13年超 8,200	27. 3. 31前 5,500	27. 4. 1後 6,900	13年超 8,200							
	（営）	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200								
農 耕 作 業 用		2,400				2,400									
小型特殊(その他)		5,900				5,900									
二 輪 の 小 型		6,000				6,000									
市 た ば こ 税		従量割 <u>5.262</u> (H30. 9. 1,000 30まで) <u>5.692</u> (H30. 10. 1から)				従量割 <u>5.692</u> (H30. 10. 1から) 旧3級品について は、R元. 10. 1から 一般品と同額									
		〃 旧3級品 <u>4.000</u> 1,000				〃 旧3級品 <u>4.000</u> (H30. 4. 1,000 1から) <u>5.692</u> (R元. 10. 1から)									
都 市 計 画 税		<u>0.1</u> 100				<u>0.1</u> 100									
制限 税率		<u>0.3</u> 100				<u>0.3</u> 100									
入 湯 税		宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70									
標準 税率		1人1日につき 150				1人1日につき 150									

※軽自動車税三輪以上の税率(1) (2) (3)について
 (1) 初年登録が29年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録が29年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 +30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
 (3) 初年登録が29年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税三輪以上の税率(1) (2) (3)について
 (1) 初年登録が30年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録が30年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 +30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
 (3) 初年登録が30年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税に環境性能割が新設されたことに伴い、
 従来の軽自動車税が軽自動車税種別割と環境性能割に
 区分される。(R元. 10. 1～)

税 目				年 度		2			3		
市 民 税	個 人	均等割	県	2,000			2,000				
			市	3,500			3,500				
		所得割	県	標準税率			標準税率				
			市								
	法 人	均 等 割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から								
			1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円								
	税 割	標準税率	8.4 100			8.4 100					
			6.0 100			6.0 100					
	固 定 資 産 税				1.6 100			1.6 100			
				1.4 100			1.4 100				
軽 自 動 車 税 (種 別 割)	原 付	50CC	2,000			2,000					
		90CC	2,000			2,000					
		125CC	2,400			2,400					
	自 動 車	ミニカー	3,700			3,700					
		二 輪	3,600			3,600					
		初年登録	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600			
		三 輪	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000			
		初年登録	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000			
		四輪貨物(自)	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800			
		初年登録	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500			
		"(営)	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900			
		初年登録	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900			
		四輪乗用(自)	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100			
		初年登録	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200			
		"(営)	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200			
		農 耕 作 業 用	2,400			2,400					
		小型特殊(その他)	5,900			5,900					
二 輪 の 小 型	6,000			6,000							
軽自動車税(環境性能割)				【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0～2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0～2%) ※R3.3.31までに取得した自家用乗用車は、税率が1%軽減			【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0～2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0～2%) ※R3.12.31までに取得した自家用乗用車は、税率が1%軽減				
市 た ば こ 税				R2.10.1～ 従量割 5,692 6,122 1,000 1,000			R3.10.1～ 従量割 6,122 6,552 1,000 1,000				
都 市 計 画 税				0.1 100			0.1 100				
				制限 0.3 税率 100			0.3 100				
入 湯 税				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70				
				1人1日につき 150			1人1日につき 150				

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録が元年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
 +30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
 (3) 初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
 達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録がR2年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録がR2年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
 +30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
 (3) 初年登録がR2年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
 達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

税 目			年 度		4			5				
市	人	均等割	県	2,000			2,000					
			市	3,500			3,500					
		所得割	県	標準税率			標準税率					
			市									
民	法	均 等 割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から					H21.3.1以降に終了する 事業年度から				
			1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円					1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円				
税	人	税 割	$\frac{8.4}{100}$					$\frac{8.4}{100}$				
			$\frac{6.0}{100}$					$\frac{6.0}{100}$				
固 定 資 産 税			$\frac{1.6}{100}$					$\frac{1.6}{100}$				
			$\frac{1.4}{100}$					$\frac{1.4}{100}$				
軽自動車税 (種別割)	原 付	50CC	2,000					2,000				
		90CC	2,000					2,000				
		125CC	2,400					2,400				
		ミニカー	3,700					3,700				
	軽 自 動 車	二 輪	3,600					3,600				
		三 輪	初年登録	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600			
			(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000				
		四輪貨物(自)	初年登録	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000			
			(1) 1,300	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 1,300	(2) 対象外	(3) 対象外				
		四輪乗用(自)	初年登録	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500			
			"(営)	(1) 1,000	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 1,000	(2) 対象外	(3) 対象外			
		二 輪 の 小 型	初年登録	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900			
			(1) 2,700	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 2,700	(2) 対象外	(3) 対象外				
		農 耕 作 業 用	初年登録	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200			
	"(営)		(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200				
	農 耕 作 業 用		2,400					2,400				
	小型特殊(その他)		5,900					5,900				
	軽自動車税(環境性能割)			【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0~2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0~2%) ※R3.12.31までに取得した自家用乗用車は、税率が1%軽減					【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0~2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0~2%)			
市 た ば こ 税			従量割 $\frac{6.552}{1,000}$					従量割 $\frac{6.552}{1,000}$				
都 市 計 画 税			$\frac{0.1}{100}$					$\frac{0.1}{100}$				
			$\frac{0.3}{100}$					$\frac{0.3}{100}$				
入 湯 税	標準税率	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70					宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70					
		1人1日につき 150					1人1日につき 150					

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録がR3年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録がR3年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
 +R12燃費基準90%達成(乗用(営業用)のみ)
 (3) 初年登録がR3年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
 +R12燃費基準70%達成(乗用(営業用)のみ)

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録がR4年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録がR4年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
 +R12燃費基準90%達成(乗用(営業用)のみ)
 (3) 初年登録がR4年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
 +R12燃費基準70%達成(乗用(営業用)のみ)

税 目				年 度		6			7						
市 民 税	個 人	均等割	国	1,000			1,000								
			県	1,500			1,500								
			市	3,000			3,000								
		所得割	標準税率			標準税率									
	法 人	均 等 割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から						H21.3.1以降に終了する 事業年度から						
			1号 50千円 6号 480千円			1号 50千円 6号 480千円			2号 144千円 7号 492千円						
			2号 144千円 7号 492千円			2号 144千円 7号 492千円			3号 156千円 8号2,100千円						
			3号 156千円 8号2,100千円			3号 156千円 8号2,100千円			4号 180千円 9号3,600千円						
			4号 180千円 9号3,600千円			4号 180千円 9号3,600千円			5号 192千円						
		5号 192千円			5号 192千円			5号 192千円							
税 割	$\frac{8.4}{100}$			$\frac{8.4}{100}$			$\frac{8.4}{100}$								
	$\frac{6.0}{100}$			$\frac{6.0}{100}$			$\frac{6.0}{100}$								
固 定 資 産 税				$\frac{1.6}{100}$			$\frac{1.6}{100}$								
				$\frac{1.4}{100}$			$\frac{1.4}{100}$								
軽 自 動 車 税 (種 別 割)	原 付	50CC	2,000						2,000						
		125CC※	2,000						2,000						
		90CC	2,000						2,000						
		125CC	2,400						2,400						
		ミニカー	3,700						3,700						
	軽 自 動 車	二 輪	3,600						3,600						
		初年登録	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600				
		三 輪	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000				
		初年登録	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000				
		四輪貨物(自)	(1) 1,300	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 1,300	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 1,300	(2) 対象外	(3) 対象外				
		初年登録	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500				
		" (営)	(1) 1,000	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 1,000	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 1,000	(2) 対象外	(3) 対象外				
		初年登録	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900				
		四輪乗用(自)	(1) 2,700	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 2,700	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 2,700	(2) 対象外	(3) 対象外				
		初年登録	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200				
		" (営)	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200				
		農 耕 作 業 用	2,400						2,400						
		小型特殊(その他)	5,900						5,900						
		二 輪 の 小 型	6,000						6,000						
軽自動車税(環境性能割)				【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0～2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0～2%)						【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0～2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0～2%)					
市 た ば こ 税				従量割 $\frac{6.552}{1,000}$						従量割 $\frac{6.552}{1,000}$					
都 市 計 画 税				$\frac{0.1}{100}$						$\frac{0.1}{100}$					
				$\frac{0.3}{100}$						$\frac{0.3}{100}$					
入 湯 税				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70						宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70					
				1人1日につき 150						1人1日につき 150					

※個人市民税について森林環境税(国税)が導入
※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について

- (1) 初年登録がR5年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録がR5年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
+R12燃費基準90%達成(乗用(営業用)のみ)
(3) 初年登録がR4年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
+R12燃費基準70%達成(乗用(営業用)のみ)

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について

- (1) 初年登録がR5年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録がR5年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
+R12燃費基準90%達成(乗用(営業用)のみ)
(3) 初年登録がR4年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
+R12燃費基準70%達成(乗用(営業用)のみ)

※原付(総排気量125CC以下かつ最高出力4.0kw以下)追加

○市民税、個人所得割の税率表

３年度～６年度		７年度～８年度		９年度～１０年度		１１年度～１８年度		１９年度～	
区 分	税 率	区 分	税 率	区 分	税 率	区 分	税 率	区 分	税 率
160万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	一 律	6/100
160万円を超え ～550万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100		
550万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	12/100	700万円を超える 金額	10/100		

○法人市民税均等割の税率表

５３年度～５７年度			５８年 度			５９年度～５年度			６年度～１９年度		
区 分		税 率	区 分		税 率	区 分		税 率	区 分		税 率
資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円
(１号) ５０億円超	100人超	800	(１号) 50億円超	50人超	1,200	(１号) 50億円超	50人超	3,000	(１号) 50億円超	50人超	3,000
(２号) １０億円超 ～５０億円以下	100人超	400	(２号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	700	(２号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	(２号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750
(３号) １０億円超	100人以下	80	(３号) 10億円超	50人以下	160	(３号) 10億円超	50人以下	400	(３号) 10億円超	50人以下	410
１億円超 ～１０億円以下	100人超		１億円超 ～10億円以下	50人超		１億円超 ～10億円以下	50人超		(４号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	400
(４号) １億円超 ～１０億円以下	100人以下	24	(４号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	60	(４号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	150	(５号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	160
１千万円超 ～１億円以下	—		１千万円超 ～１億円以下	50人超		１千万円超 ～１億円以下	50人超		(６号) 1千万円超 ～１億円以下	50人超	150
(５号) 前各号以外	—	8	(５号) 1千万円超 ～１億円以下	50人超	48	(５号) 1千万円超 ～１億円以下	50人以下	120	(７号) 1千万円超 ～１億円以下	50人以下	130
			１千万円以下	50人以下		１千万円以下	50人超		(８号) 1千万円以下	50人超	120
			(６号) 前各号以外	—	16	(６号) 前各号以外	—	40	(９号) 前各号以外	—	50

２０年 度			２１年 度～		
区 分		税 率	区 分		税 率
資本金等の金額	従業員数	千円	資本金等の金額	従業員数	千円
(１号) 次の各号以外	—	50	(１号) 次の各号以外	—	50
(２号) 1千万円以下	50人超	120	(２号) 1千万円以下	50人超	144
(３号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	130	(３号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	156
(４号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	150	(４号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	180
(５号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	160	(５号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	192
(６号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	400	(６号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	480
(７号) 10億円超	50人以下	410	(７号) 10億円超	50人以下	492
(８号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	(８号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	2,100
(９号) 50億円超	50人超	3,000	(９号) 50億円超	50人超	3,600

5. 税 務 機 構 一 覧

課 名	担当名	課 長	副 課 長	主 査	指 導 主 任	職 員	再 任 用	計	事 務 分 掌
税 務 課	市 民 税	1	1	2		5	2		1. 市税（国民健康保険税を除く。）に関すること。 2. 固定資産の評価に関すること。 3. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4. 市税に係る諸証明に関すること。
	諸 税			1		2	2		
	土 地			1		4			
	家 屋			1		4	2		
	家屋・償却			1		1	1		
	計	1	1	5		16	7	1 30	
納 税 課	徴収第一	1	1	1		4	2		1. 市税及び後期高齢者医療保険料並びにこれらに付帯する督促手数料及び延滞金の徴収に関すること。 2. 市税及び後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充当に関すること。 3. 市税及び後期高齢者医療保険料の納入の督促に関すること。 4. 市税及び後期高齢者医療保険料の滞納処分及びその執行停止に関すること。 5. 市税及び後期高齢者医療保険料の不納欠損処分に関すること。 6. 徴収の囑託及び受託に関すること。
	徴収第二			1		5	1		
	整 理			1		2			
	収納管理			1		2			
	計	1	1	3		13	3	1 21	
総 計		2	2	8	0	29	10	2 51	

基準日 令和7年8月1日

主査欄 ■■■■■ は副課長兼務を表す

市 民 部	市 民 生 活 課
	市 民 課
	保 険 年 金 課
	税 務 課
	納 税 課